

4 足教学学発第****号
令和 4 年 5 月 2 3 日
(公 印 省 略)

小・中学校長

学校運営部長 森 太一

学校教育活動におけるマスク着用について

日頃から足立区教育行政にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

5月20日付で厚生労働省から「マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」別紙のとおり具体的事例とともに見解が示されました。

学校教育活動におけるマスク着用については、4月25日改定の区ガイドライン、国の衛生管理マニュアルにより周知しておりますが、今般の厚生労働省の通知を踏まえ、以下のとおり学校施設内における、マスクの着用については、会話を要しない活動や身体的距離が保たれる場合、着用の必要はないこと、また、体育等熱中症の危険性がある活動を実施する場合は着用しないことを貴管理下教職員への周知等、ご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 マスク着用の必要が無い場面について

これまで区ガイドライン、国衛生管理マニュアルにおいて、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと学校長が判断した場合、換気や十分な身体的距離(2メートル以上)が確保できる場合はマスクの着用は必要が無いとしてきました。

今後は、「屋外での活動では会話をほとんど行わない場合は十分な身体的距離が確保できなくとも、マスクの着用の必要は無い」ことにご注意ください。次の具体的事例をご確認の上、各校での感染状況などを鑑みて学校長判断によりご対応をお願いします。

	変更前	変更後
登下校時	十分な身体的距離(2メートル以上)が確保できる時	近い距離でも熱中症リスクが高い場合で会話がほとんどない場合 ※ 登下校時に会話をしないことの指導が前提
体育の授業	原則マスクの着用は不要	変更なし
室内での授業	換気や十分な身体的距離を確保した場合	変更なし
その他、休み時間等校内で過ごす時間	屋外で十分な身体的距離が確保できる時(屋外・体育館での活動) 屋内で換気や十分な身体的距離を確保した場合(読書、自主学習など会話を要しない活動)	変更なし

2 その他感染対策（変更なし）

- （1）基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけは変更しない
- （2）手洗いの徹底
- （3）健康観察
- （4）3密回避

3 保護者通知について

保護者へのマスク着用の有無についての理解を求めするため、別添により学校配信メールにより保護者に通知します。

4 担当

学務課学校保健係 電話03-3880-5971

以上

件名：学校でのマスク着用について

保護者様

足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

平素から学校運営にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

この度、5月20日付の厚生労働省の見解を踏まえて、学校でのマスク着用について一部変更いたしますので、お知らせいたします。基本的な感染予防対策としてのマスク着用に変更はありませんが、次のような活動では、必ずしもマスクを着用する必要はありません。

- ・ 熱中症リスクが高いときの登下校
- ・ 体育の授業
- ・ 休み時間の鬼ごっこなど密にならない外遊び など

※ 屋内で十分な身体的距離（2メートル以上）が確保できない場合は、これまでどおりマスク着用を基本とします。

※ 各校の感染状況により学校長の判断で対応いたしますので、各校一律とならないこともあります。

※ 教員は従来どおり基本的にマスクを着用して児童生徒の指導にあたります。

学務課学校保健係

03-3880-5971

4 足教子指発第〇〇〇号
令和 4 年 5 月 日
(公 印 省 略)

教育・保育施設長 各位

足立区教育委員会
教育長 大山 日出夫

就学前教育・保育施設のマスク着用の考え方について

日頃より足立区の教育・保育行政にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

令和 4 年 5 月 20 日付で厚生労働省から「マスク着用の考え方および就学前児の取り扱いについて」が示され、就学前教育・保育施設においては、マスク着用を一律には求めない取扱いとなりました。

マスク着用については、保護者の意向を確認しつつ、くれぐれも無理強いすることのないよう、ご対応ください。

記

1 就学前の子どものマスク着用について

子どものマスク着用については、保護者の意向を確認しつつ対応するようお願いします。

ただし、施設内に感染者が生じたり、症状のある園児・職員が多くみられたりした場合は、施設でマスクの必要性を判断し、可能な範囲でマスク着用を依頼するなどの対応をしてください。

	変更前	変更後
2 歳未満の子ども	マスク着用は不要	変更なし
室内で近い距離になる保育 例) 複数名で行う製作・読み語り・会話	マスク着用を推奨	マスク着用を求めない
室内で十分な身体的距離が確保できる保育 例) ホールでの体操や遊び	マスク着用は不要	変更なし
室外での保育 例) 園庭遊び・散歩	マスク着用は不要	変更なし
午睡	着用させない	変更なし

2 熱中症への対応について

保護者の意向等で子どもがマスクを着用している場合には、息苦しさはないか、顔色はどうか等を十分に観察し、熱中症の危険があると判断される場合は、マスクを外させてください。熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先するようお願いします。

3 保護者通知について

保護者へマスク着用の考え方について理解を求めるため、以下のメール文を保護者に配信するようお願いします。

裏面あり

<保護者へのメール文>

件名：教育・保育施設におけるマスク着用について

保護者様

足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

平素から教育・保育施設の運営にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

この度、5月20日付の厚生労働省の見解を踏まえて、教育・保育施設におけるマスク着用については、以下のとおりといたしますのでお知らせいたします。

- ・ 2歳未満の園児 マスクは着用させない（変更なし）
- ・ 2歳以上の園児 マスクの着用を一律には求めない。

※ お子様マスクの着用について、ご希望等がありましたら、お通いの施設にご相談ください。

※ 施設内で感染が生じている場合など、各施設の判断で可能な範囲でマスクの着用をお願いすることがありますが、その際はご協力をお願いします。

※ 職員は、今後も基本的にマスクを着用して保育にあたります。

〇〇課〇〇係 03-3880-
子ども施設・指導支援課 保健衛生担当 03-3880-5395

4 職員のマスク着用について

基本的な感染対策としてマスク着用の位置付けは変更ありませんが、今回の通知では、身体的距離の確保の有無等によるマスクの着用の考え方が明確化されました。また、熱中症の危険がある場合には、下記の「着用は不要」の場面でマスクを外すことが推奨されていますので、職員に周知をお願いします。

	身体的距離（目安2m以上）が確保できる		身体的距離が確保できない	
	屋内	屋外	屋内	屋外
会話を行う	着用を推奨（※1）	着用は不要	着用を推奨	着用を推奨
会話をほとんど行わない	着用は不要	着用は不要	着用を推奨	着用は不要

※1 十分な換気など感染対策を講じている場合は外すことも可

5 問い合わせ先

●●●課●●●係 電話3880-
子ども施設指導・支援課 保健衛生担当 電話3880-5395

以上

(事業者) 様

地域のちから推進部長
依 田 保

学童保育室におけるマスク着用について

日頃から学童保育室の運営にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策につきましても、ご尽力をいただき重ねて御礼申し上げます。

この度、厚生労働省から「マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」別紙のとおり見解が示されました。

学童保育室におけるマスク着用については、学童保育室版感染症予防マニュアル（新型コロナウイルス感染症用）」等で周知しておりますが、厚生労働省からの通知を踏まえ、マスク着用について下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 児童のマスク着用について

これまで、学童保育室での生活においては、マスク着用を原則とし、**屋外であっても、人との距離を十分に確保できない場合は、マスクを着用すること**としてきました。

感染症対策としての基本的なマスク着用の考え方に変更はございませんが、屋外での遊びにおいては、**身体的距離（概ね2メートル以上）が確保できない場合でも、会話をほとんど行わない場合には、マスク着用を必要としないことを追加**します。

マスク着用を必要としない場合

	変更前	変更後
屋内での遊び	水分補給や体調管理のために外す場合。	変更なし
屋外での遊び	身体的距離が確保できる場合。	・身体的距離が確保できる場合。 ・ 身体的距離が確保できない場合でも、会話をほとんど行わない場合。

※ マスクを必要としない遊びの例：かけっこなど離れて行う遊び。
鬼ごっこなど密にならない遊び。

2 職員のマスク着用について

今回の措置は、児童のみを対象とします。学童保育室職員については、保育中に会話を行わない場合においても、従来通り、原則マスクの着用をお願いします。

3 保護者への周知について

保護者に対し、マスク着用の必要性について理解を求めため、学童メールを配信し、保護者に周知します。

【問い合わせ先】

住区推進課 学童保育係 03-3880-5863

件名：学童保育室でのマスク着用について

保護者 様

地域のちから推進部長 依田 保

日頃から学童保育室の運営にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

この度、5月20日付の厚生労働省の見解を踏まえて、屋外で遊ぶ場合のマスク着用について、一部変更になりましたので、お知らせいたします。

これまで、学童保育室では、マスク着用を原則とし、屋外であっても、人との距離を十分に確保できない場合は、マスク着用をお願いしてきました。

感染症対策としての基本的なマスク着用の考え方に変更はございませんが、屋外での遊びにおいては、身体的距離（概ね2メートル以上）が確保できない場合でも、会話をほとんど行わない場合は、必ずしもマスク着用を必要としないことといたします。

屋外におけるマスクを必要としない例

- ・熱中症対策等における体調管理のため。
- ・かけっこなど離れて行う遊び。
- ・鬼ごっこなど密にならない遊び。

なお、室内での生活及び屋外であっても十分な身体的距離を取らない状態で会話する場合は、これまでどおりマスクの着用をお願いします。